



質問

住戸でピアノ教室を行うことは、認められますか。

(相談概要)

マンション標準管理規約第12条に準拠して、専有部分の用途を「専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない」と定めてあるマンションで、ある住戸がピアノ教室を開いています。これは認められますか。



回答

マンション標準管理規約第12条関係コメントでは、「住宅としての使用は、専ら居住者の生活の本拠があるか否かによって判断する。したがって利用方法は、生活の本拠であるために必要な平穏さを有することを要する」とあり、ピアノ教室としての使用は、不特定多数の者の頻繁な出入りや騒音により他の住戸の平穏な生活を侵害することになり、住宅として想定される範囲内の利用方法であるとは言い難いと思われます。

実際は、教室の規模や人数、時間帯や周囲の状況などによって個別に判断することになりますが、特に住宅地にあるマンションなどでは認められない場合も出てくるでしょう。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。